

2008年、09年と2年
続けて、一定の場合に「恒
久的施設」(Perman
ent Establishment
ment)の認定
を緩やかにすることによ
り、海外投資ファンドに
関する税務上の規制が緩和
されました。日本におい
て海外投資家の存在は非
常に重要になっており、
税務上の規制緩和は海外
投資ファンドの活動に
対する政策的な配慮の
表れであると言っ
ておけるでしょう。

それにもかかわらず、
海外の投資ファンドの
資金流入が進んでい
ないのが現実のよう
です。このような状
況は必ずしも税務
の問題のみ起因する
ものではないと考え
られますが、投資
ファンドの投資に
関する税務上の取
扱いは

海外の投資ファンドの
資金流入が進んでい
ないのが現実のよう
です。このような状
況は必ずしも税務
の問題のみ起因する
ものではないと考え
られますが、投資
ファンドの投資に
関する税務上の取
扱いは

海外投資ファンド税制

知っておこう 国際税務

⑦

明確となっていないこと
も、少なからず関係してい
るものと思われます。

一般的に「ファンド」と
は、複数の投資家から資金
を集め、これをファンドの
運営者(ファンドマネジャ
ー)が投資対象に投資をす
るにより資金の運用を
する仕組みを指すと言われ
ています。多くの場合、投
資家とファンドマネジャ
ー、あるいは投資家同士の
契約により、組合(投資事
業有限責任組合)という形
態を取り、その投資組合の
業務運営により、ファンド
が成立することになりま
す。

明確となっていないこと
も、少なからず関係してい
るものと思われます。

一般的に「ファンド」と
は、複数の投資家から資金
を集め、これをファンドの
運営者(ファンドマネジャ
ー)が投資対象に投資をす
るにより資金の運用を
する仕組みを指すと言われ
ています。多くの場合、投
資家とファンドマネジャ
ー、あるいは投資家同士の
契約により、組合(投資事
業有限責任組合)という形
態を取り、その投資組合の
業務運営により、ファンド
が成立することになりま
す。

一般的に「ファンド」と
は、複数の投資家から資金
を集め、これをファンドの
運営者(ファンドマネジャ
ー)が投資対象に投資をす
るにより資金の運用を
する仕組みを指すと言われ
ています。多くの場合、投
資家とファンドマネジャ
ー、あるいは投資家同士の
契約により、組合(投資事
業有限責任組合)という形
態を取り、その投資組合の
業務運営により、ファンド
が成立することになりま
す。

一般的に「ファンド」と
は、複数の投資家から資金
を集め、これをファンドの
運営者(ファンドマネジャ
ー)が投資対象に投資をす
るにより資金の運用を
する仕組みを指すと言われ
ています。多くの場合、投
資家とファンドマネジャ
ー、あるいは投資家同士の
契約により、組合(投資事
業有限責任組合)という形
態を取り、その投資組合の
業務運営により、ファンド
が成立することになりま
す。

一般的に「ファンド」と
は、複数の投資家から資金
を集め、これをファンドの
運営者(ファンドマネジャ
ー)が投資対象に投資をす
るにより資金の運用を
する仕組みを指すと言われ
ています。多くの場合、投
資家とファンドマネジャ
ー、あるいは投資家同士の
契約により、組合(投資事
業有限責任組合)という形
態を取り、その投資組合の
業務運営により、ファンド
が成立することになりま
す。

活動後押し、今後に期待

改正では、投
資ファンドの海外投資家
にかかるとして当局のメ
ッセージであると言え
るでしょう。海外投資
家にとって本邦への積
極的な投資活動のた
め、制度の基盤がきつ
くあることについての
認識が広がり、日本
経済がより活性化す
ることが期待されま
す。

とで税務上の
負担を軽減で
きるかどうか
が大きな関
心事となる
わけではな
いこと、さら
に08年度改
正では、PE
の範囲から
独立法人(外
国)に對し
て業務を
認められる
こととなり
ます。

(村田租税政策研究所
弁護士・片山典之)

